

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上田市

2 構造改革特別区域の名称

蚕都上田 ラ・サンテボナールワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

上田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

上田市は、長野県の東部に位置し、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接している。東京からは約 190km、新幹線で最短 72 分で結ばれており、長野市からは約 40km の位置にあり、面積は 552 km²で、南北約 37km、東西約 31km の広がりをもっている。

また、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園に指定されている美ヶ原高原など 2,000 メートル級の山々に囲まれている。

佐久盆地から流れ込む千曲川（新潟県からは「信濃川」）が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れている。標高 400 メートルから 800 メートルの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されている。

(2) 気候

本市の盆地部分の年間平均気温は、摂氏 11.8 度である。年間の最高気温は摂氏 35 度前後、最低気温は摂氏マイナス 10 度前後であり、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、晴天率が高く、年間の平均降水量が約 900 ミリメートルと全国でも有数の少雨乾燥地帯となっている。

積雪も、山間地以外の地域では、10 センチメートルを超えることはあまりない。

一方、菅平高原は、夏の平均気温が摂氏 19.6 度と東京の 5 月の気温であり、スイスを思わせる風景と相まって「日本のダボス」とも呼ばれている。

少雨乾燥地帯ではあるが、千曲川、依田川、神川、浦野川等の豊富な水量と菅平ダム、内村ダム、また先人達が築いた農業用水やため池のお蔭で、深刻な水不足に悩まされることはない。

(3) 人口

本市の人口は、これまで増加基調にあったが、平成 13 年から徐々に減少に転じており、平成 26 年には約 15 万 7,200 人となっている。

また、世帯数が増加する一方で、1 世帯当たりの人員は減少しており、世帯規模が減少してきている。

(4) 産業

本市の農業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、ぶどうやりんごなど果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。真田地域（菅平高原地区）の「レタス」、上田地域の「トルコキキョウ」、丸子地域の「リンドウ」、武石地域の「ひめゆり」など地場農畜産物の産地化・ブランド化を推進している。

観光地としての本市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多彩な彩りで訪れる人を魅了している。

真田地域には、夏・冬のスポーツリゾート地である菅平高原や真田氏ゆかりの地に年間約 117 万人が、上田地域には、「信州の鎌倉」といわれる塩田平、別所温泉、上田城等に年間約 300 万人が訪れている。また、丸子地域には、鹿教湯温泉や信州国際音楽村等に年間約 54 万人、武石地域には、360 度パノラマが楽しめる美ヶ原高原や岳の湯温泉等に年間約 30 万人が訪れている。

年間約 500 万人が訪れるこれら観光資源の魅力を高め、有機的に連携させ、更に集客力を高める取組みを行うと共に、農業体験やグリーンツーリズムを推進し、新たな広域体験観光にも力を入れている。

かつて「蚕都（さんと）」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業（養蚕、蚕種、製糸）は大きな時代変化の中で衰退したが、蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業に受継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引している。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、菅平高原と美ヶ原高原の二つの広大な自然公園を有し、市の中央部を千曲川が流れ、みどりあふれる森林・里山と清らかな水の流れる川に育まれた自然豊かな地域であり、昼夜の寒暖の差が大きく、全国でも有数の少雨地帯で、晴天率が高く、恵まれた自然環境のもと、ぶどうやりんごなど果樹を中心に品質の優れた農産物が数多く生産されている。

その農産物の中で、本市で栽培されたワイン用ぶどうを原料としたワインは、国内外のワインコンクールにおいて毎年高い評価を得ている。

今後、生産者や市内企業、あるいは農商工連携による複合体組織のほか、市外からの企業参入など多様な事業者がワイン製造に参画することが予想される中で、規制の特例措置による緩和により、小規模な酒造製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化・担い手不足・後継者不足や農産物の輸入自由化、消費量の減少などによる農産物の価格の低迷により農業生産基盤の弱体化を招き、中山間地域を中心とした有害鳥獣被害の甚大化等による農地の荒廃化など農業・農村を取り巻く環境は厳しさを増している。

しかしながら、果樹生産については、恵まれた気候条件等が整っていることから、高品質のワイン用ぶどうが多量生産され、年間 70 トン前後の収穫量がある。

今回、規制の特例措置活用により、ワイン用ぶどうの生産を意欲的に行っている農業者や団体の

支援を行い、ワイン製造への参入を促進するとともに、遊休荒廃農地の解消や就農者の確保、6次産業化・農商工連携への発展など、農業振興の推進を図り、上田市の新たな魅力や経済的な効果が生まれ、産業や観光振興に寄与することが期待される。

また、地域内で生産されるりんご等の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造も可能となり、生食以外への用途の幅が広がり、ブランド化及び産地化の推進が図れる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 地域の特産果実を活用した果実酒及びリキュール製造について、比較的小規模な施設で可能となるため、新たな農業経営の発展を図る。
- ② ワイン用ぶどうの生産拡大により遊休荒廃農地の解消と就農者の確保による地域農業の振興を図る。
- ③ ワイナリー設置により産業・観光の連携による地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図る。
- ④ 地域の特産果実を活かした新しい特産品の開発とブランドの確立を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 産地化の推進

農業者の生産意欲を図るため、新ブランドの産地化への支援及び新たな流通の開拓を通じて産地化を推進するなど、地域の特性を活かした農業振興を図ることにより、農業所得の向上を図り、元気な農業・農村づくりの取組が期待できる。

また、農業、製造加工業、小売業、さらには観光業など、各分野においてワインに絡む高付加価値の商品・サービスを提供することにより、雇用の場の確保と地域経済の活性化が見込まれる。

(2) 地域農業の振興

ワイン製造への参入者及び就農者を呼び込むことにより、地域農業の担い手の確保や後継者不足の解消、遊休荒廃農地の解消が図られ、地域農業の振興が期待できる。

(3) 地域観光の振興

ワインの産地化、ワイナリーの設置が進むことで、新たな観光メニューの組み立てが可能となり、市内の観光地を短時間でめぐり、通過していく「通過型観光」から、ワイナリーやワイン用ぶどう農場の周遊見学・体験プログラムを組み入れた宿泊を伴う「滞在型観光」への転換、促進が期待できる。

(4) 信州ワインバレー構想への参加による地域経済への波及

長野県は、昨今の県産ワインの対外的な評価の高まりなどを受け、ワイン産業を地域経済活性化、6次産業化のための主要施策として位置づけ、県内4地区を信州ワインバレー構想におけるワイン振興エリアとして、栽培から醸造、販売、消費にわたり、ブランド化及びワイン産業の更なる発展を目的に支援を進めている。

このため、全県及び広域にわたるスケールメリットにより、各々が独自の地域性を発揮することで、地域ブランドの情報発信、交流人口の増加など地域経済への貢献が見込まれる。

現在、東御市、坂城町、高山村など既に県内で構造改革特別区域計画の認定を受けた市町村を

含む、近隣市町村（東信から北信エリアの千曲川流域）が参画し、信州ワインバレー構想のワイン振興エリアの1地区として「千曲川ワインバレー」と称するワイン産地・ブランド化の構想が提唱され、ワイナリー個別の取組みや広域でのイベント開催、情報発信など広がりをみせている。

（5）定住自立圏での取組み

本市では、近隣6市町村（東御市、青木村、長和町、立科町、群馬県嬭恋村）と上田地域定住自立圏形成協定を締結し、「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」「活力の創出による魅力溢れる圏域」に向けた連携事業を中心市として取組んでいる。

現在、ワイン製造及びワイン用ぶどうの栽培に関連した連携事業の検討を近隣市町村とともに、調査研究活動のなかで進めている。

当該構造改革特別区域認定後、ワイン産業への新規参入・起業がしやすい環境が整い、また、関連事業の拡大を図ることで、働く場が一定量確保され、圏域全体の移住定住人口の増大につながるが見込まれる。

【経済的社会的効果の目標指標】

区 分	平成26年度	平成29年度	平成32年度
特産酒類製造事業者数	—	1件	2件
特産果実酒製造量	—	2kℓ	5.5kℓ
特産リキュール製造量	—	—	1kℓ

8 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、桃、ネクタリン、プルーン、ブルーベリー、杏、梅、桑の実、いちご、ラズベリー、梨、さくらんぼ、柿、キウイ、プラム、イチジク)を原料とした果実酒、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、桃、ネクタリン、プルーン、ブルーベリー、杏、梅、桑の実、いちご、ラズベリー、梨、さくらんぼ、柿、キウイ、プラム、イチジク、栗)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

上田市の全域

(3) 事業の実施時期

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が地域の特産物として指定する農産物(ぶどう、りんご、桃、ネクタリン、プルーン、ブルーベリー、杏、梅、桑の実、いちご、ラズベリー、梨、さくらんぼ、柿、キウイ、プラム、イチジク)を原料とした果実酒、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、桃、ネクタリン、プルーン、ブルーベリー、杏、梅、桑の実、いちご、ラズベリー、梨、さくらんぼ、柿、キウイ、プラム、イチジク、栗)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等、地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。